

令和7年4月1日

# 登録制度スタート！！

## ※対象事業者（申請が必要な方）

Point



対外旅客定期航路事業



国際航路等

人の運送をする貨物定期航路事業



RORO船等

人の運送をする不定期航路事業



海上タクシー等

※登録制度の開始に伴い、「人の運送をする貨物定期航路事業」は「**貨物定期航路事業**」に、「人の運送をする不定期航路事業」は「**一般不定期航路事業**」にそれぞれ名称が変更となります。

### ○登録簿

運輸局において登録簿を作成し、インターネット等で公表します

- ・登録年月日及び登録番号
- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・航路の起点、寄港地及び終点又は航行する水域
- ・当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号
- ・当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置

### ○登録申請

既存の届出事業者におかれましては、登録申請手続きが必要です

手続きを行わないと、引き続き航路事業を営む事が出来なくなります

### ○経過措置

早期の申請にご協力をお願いいたします

令和7年3月31日までに届出をされている既存事業者におかれましては、**令和9年3月31日まで**に最寄りの地方運輸局等へ登録申請手続きが必要となります。

令和7年4月1日（登録申請受付開始）

令和9年3月31日（登録申請提出期限）

登録手続きは  
お早めに！

○既存の届出事業者

経過措置期間 2年間

○新規事業者  
（経過措置なし）

登録申請が必要

## お問い合わせ先

海上運送法に関するお問い合わせは、最寄りの東北運輸局、支局、事務所までご連絡ください。

名称	住所	電話番号
東北運輸局 海事振興部 海事産業課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-791-7512
東北運輸局 青森運輸支局 海事部門	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-13	017-739-1501 <プッシュ：4>
東北運輸局 青森運輸支局 八戸海事事務所	〒031-0831 八戸市築港街二丁目16 八戸港湾合同庁舎2階	0178-33-0718
東北運輸局 岩手運輸支局 宮古庁舎	〒027-0038 宮古市小山田1-1-1 宮古合同庁舎4階	0193-62-3500
東北運輸局 秋田運輸支局 海事部門	〒010-0816 秋田市泉字登木74-3	018-863-5811 <プッシュ：4>
東北運輸局 山形運輸支局 酒田庁舎	〒998-0036 酒田市船場町2-8-43 酒田港湾合同庁舎2階	0234-22-0084
東北運輸局 福島運輸支局 小名浜庁舎	〒971-8101 いわき市小名浜字船場町19 小名浜地方合同庁舎	0246-54-2311
東北運輸局 石巻海事事務所	〒986-0845 石巻市中島町15-2 石巻港湾合同庁舎3階	0225-95-1228
東北運輸局 気仙沼海事事務所	〒988-0034 気仙沼市朝日町1-2 気仙沼合同庁舎4階	0226-22-6928

制度の詳細は、国土交通省ホームページをご覧ください。



国土交通省  
特設ページ